

宮崎広域都市計画道路の変更に関する公聴会

都市計画道路住吉通線(仮称)外 3 路線に関する公述人の意見及び対応方針(1/2)

日時：令和3年7月26日（月） 場所：宮崎市佐土原総合支所 第一会議室 （宮崎市佐土原町下田島 20660 番地）

公述人：A 氏 住所：宮崎市在住

意見要旨

①計画ルートが家の横を通るような計画になっており、道路完成後かなりの交通量が予想される。その際、騒音や振動或いは排気ガスの心配が懸念されるが、対策内容をお聞きしたい。また、対策後も日常生活に支障が出た場合の、補償等についてどのように考えるか教えて欲しい。

②住吉道路のルートが田畑や山を通過する中、下那珂神社の先から尾原地区にかけて、民家を通るようなルートになった理由を教えて欲しい。私見として、下那珂神社の方から、県の農業試験場の山沿いを抜けて、民家を通らずに抜けるルートも考えられるのではなかろうかと思っており、そういう小さなルートの変更が可能なのか審議をしていただきたい。

対応方針

①現在、都市計画の手続きと並行して、宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きを実施しております。

環境影響評価では、一般的に道路完成後の騒音や振動等に関し、環境基準で定められている基準値以内に収まるかを予測評価することとなっており、基準値を超過する場合は環境影響評価準備書において必要な保全措置の内容を示すこととなっております。

御意見をいただいた騒音や振動あるいは排気ガスの影響と、影響が有る場合の対策につきましては、今後、環境影響評価準備書の公表（縦覧）及び説明会を予定しておりますので、その中でお示しする予定です。

②今回、お示ししている都市計画の原案は、国が令和2年3月に示した国道10号住吉道路の西側バイパス案のルート帯を踏まえて道路構造令等の技術基準や、学校などの公共施設や集落の位置、自然環境条件や文化財等の有無等の状況を踏まえた上で、想定される事業費や事業期間、工事の施工性などを総合的に勘案し最適と判断されたルートを計画線としております。

御意見にあります県総合農業試験場側へのルートは、検討するルートの一つと考えられます。しかし、同試験場西側の山には県指定史跡(古墳群)が現存し、住吉通線がその史跡上を通過することになりますが、県文化財保護条例により、史跡本体の改変が認められておりません。

それらの事を考慮し、想定される事業費や事業期間、工事の施工性などを総合的に勘案し原案のルートが最適と判断しております。

宮崎広域都市計画道路の変更に関する公聴会

都市計画道路住吉通線(仮称)外 3 路線に関する公述人の意見及び対応方針(2/2)

日時：令和 3 年 7 月 2 6 日（月） 場所：宮崎市佐土原総合支所 第一会議室 （宮崎市佐土原町下田島 20660 番地）

公述人：A 氏 住所：宮崎市在住

意見要旨	対応方針
<p>③都市計画の決定の告示をされてからおおよその着工時期、工事期間、完成時期の見通しについて、現時点でわかる範囲で教えていただきたい。</p>	<p>③都市計画の決定告示後の一般的な流れとしましては、住吉通線(国道 10 号住吉道路)の事業採択に向けた国の手続きを実施し、事業採択後は現地での測量・地質調査・道路設計、土地・建物調査を行い、用地買収や補償等を実施した結果を踏まえて、工事に着手することになります。</p> <p>御意見をいただきました今後の着工時期、工事期間及び完成時期につきましては、各種手続きや調査・設計や用地買収等の進捗状況によって大きく変わるため、現時点で明確な回答はできません。</p> <p>県としましては住吉通線の早期事業化へ向けて、この都市計画の手続きを速やかに進めていきたいと考えております。</p>